

特定非営利活動法人ねりやかなやレジデンス会員規約（貸したい会員）

この会員規約（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人ねりやかなやレジデンス（以下「当法人」という）と、特定非営利活動法人ねりやかなやレジデンスの住みたい会員との関係に適用します。入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。

主な条項の抜粋

住みたい会員の定義	<ul style="list-style-type: none"> 当法人の趣旨に賛同し、初年度年会費 5,000 円を支払い、当法人に入会を認められた法人、団体、個人。 総会での議決権はない。
入会の成立	事務局が申し込み内容と初年度年会費の支払いを確認したときに成立する。
入会申込の拒絶	<ul style="list-style-type: none"> 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合。 入会申込者が本規約に反する恐れのある場合。 入会申込者がかつて除名された者であった場合。 その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でない判断した場合。
会員資格有効期間	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間は、当法人の事業年度末(毎年 5 月 31 日)までとする。 有効期間の起算日は、当法人が入会を承認した日とする。
住みたい会員の権利(特典)	<ul style="list-style-type: none"> 当法人の事業又は活動に参加し、会報、事業報告等の情報を受けることができる。 当法人が別に定める会員限定の有料サービスを利用することができる。 ただし、会員限定の有料サービスは、理事会の議決を経て、変更されることがある。
会員資格の停止・除名	<ul style="list-style-type: none"> 更新後の年会費が毎年度 9 月 1 日までに支払われないとき。 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合。 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき。 当規約に違反した場合。 その他、当法人が会員として不相当と判断した場合。 <p>ただし、一度払い込まれた会費の返還はなし。</p>
個人会員の資格継承	退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われる。
団体会員の資格継承	合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、その旨を書面にて当法人に通知する。
会員資格の更新	期間満了時に当法人から更新のための案内し、年会費 5,000 円の払込みが当法人に確認されることをもって更新となる。
会員の解除、退会	<p>書面で通知することにより、任意に会員の資格を解除することができる。解除の効力は当該通知に指定された日時とする。</p> <p>ただし、一度払い込まれた会費の返還はなし。</p>
会員証の発行	<ul style="list-style-type: none"> 1 枚の会員証を発行。 会員証の有効期間は会員資格有効期間内。 当法人の活動、事業に参加する場合は会員証を提示。 会員証は正会員以外のものに使用許諾、貸与、譲渡、相続等不可。 会員証は、会員ではなくなった場合、会員の責任において破棄するものとする。
商号及び商標等の利用	理事会の承認を経て、利用可能とする。

第1節 総則

第1条(住みたい会員規約の適用)

当法人は、住みたい会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条(住みたい会員規約の変更)

1. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第3条(用語の定義)

1. 規約において使われる語句について、次の各項に定義します。
2. 会員とは、当法人の全ての種別の会員の総称です。
3. 住みたい会員とは、当法人の趣旨に賛同し、初年度年会費 5,000 円を支払い、当法人に入会を認められた法人、団体、個人です。

第2節 入会申込等

第4条(入会申込)

1. 入会の申込をする方は、当法人が別に定める初年度入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出し、提出後 1 か月以内に初年度年会費を振り込むこととします。

第5条(入会の成立)

1. 入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局が申し込み内容と初年度年会費の支払いを確認したときに成立します。

第6条(入会申込の拒絶)

1. 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。
- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
 - (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
 - (3) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
 - (4) 入会申し込み後、1か月以内に初年度年会費を納めなかった場合
 - (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第7条(会員資格有効期間)

- 1 会員資格は当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日から発生します。
- 2 会員資格は会員資格発生の日からその日が属する事業年度の末日(毎年5月31日)までとします。

第3節 会員の権利

第8条(会員特典)

- 1 住みたい会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。
- (1) 当法人の事業又は活動に参加し、会報、事業報告等の情報を受けることができます。
 - (2) 当法人が別に定める会員限定の有料サービスを利用することができます。
 - (3) なお、当法人が提供する会員限定の有料サービスは、理事会の議決を経て、変更されることがあります。

第9条(総会における表決権)

- 1 当法人は年 1 回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行います。
- 2 総会は、当法人定款に定めるとおり、正会員をもって構成します。

第4節 入会申込記載事項の変更等

第10条(個人会員の資格継承)

個人で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合は、会員の会員資格は失われるものとします。

第11条(団体会員の資格継承)

団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面にて当法人に通知する必要があります。

第12条(会員の氏名及び名称等の変更)

1. 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第5節 会員資格の停止**第13条(会員資格の停止・除名)**

1. 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び催告することなく、当該会員の資格を停止または除名することがあります。この場合には、当法人は、当該会員に対し、受領済みの会費等の金員を返還しないこととします。
 - (1)更新後の年会費が毎年度9月1日までに支払われないとき
 - (2)内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (3)当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
 - (4)当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - (5)入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (6)当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
 - (7)この会員規約に違反した場合
 - (8)その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

第7節 会員資格の更新・退会**第14条(会員資格の更新)**

1. 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、更新のための案内を会員に通知します。
2. 会員資格は、当法人の定める方法による年会費5,000円の払込みが当法人に確認されることをもって更新されるものとします。
3. 一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第15条(会員資格の解除、退会)

1. 会員は当法人に対し、書面で通知することにより、任意に会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることができません。

第15条(会員資格の解除、退会)

1. 会員は当法人に対し、書面で通知することにより、任意に会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることができません。

第8節 会員証の発行**第16条(会員証の発行)**

1. 当法人は、会員に対し、会員の種別に応じて1枚の会員証を発行します。
2. 会員証の有効期間は会員資格有効期間内とします。
3. 当法人の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
4. 会員証は当該会員以外のものに使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
5. 会員証は、会員ではなくなった場合、会員の責任において破棄してください。

第9節 商号及び商標等の利用**第17条(商号及び商標等の利用)**

1. 当法人が定めた商号及び商標等を利用する場合は、理事会の承認を経て、利用可能とします。

第10節 会員資格有効期間終了に伴う措置**第 18 条(措置)**

1. 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知のあとも、当法人が会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとします。

第11節 損害賠償**第 19 条(損害賠償)**

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されます。

第12節 その他**第 20 条(規定の追加)**

1. 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

(附則)本規約は 2020 年 7 月 20 日より実施します。